

静岡県告示第828号

漁業法の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95条）附則第28条の規定によりなお効力を有するものとされた海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐろ」について（令和2年8月19日静岡県公表一部改正）を変更したので、同条第9項で準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

令和2年12月18日

静岡県知事 川勝平太

第2のくろまぐろの漁獲可能量について静岡県の知事管理量に関する事項の表を次のように改める。

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	35.5トン	うち2.5トンを留保する
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	21.7トン	うち0.6トンを留保する

第3の【採捕の種類別の数量】の表の一部を次のように改める。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	24.8トン	16.4トン
本県の定置漁業の割当量	8.2トン	4.7トン